

一般財団法人 熊本県消防協会表彰規程

(表彰の種類)

第1条 一般財団法人熊本県消防協会定款第4条第1項第3号の事業は、この規程の定めるところによる。

- (1) 特別表彰「まとい」
- (2) 竿頭綬
- (3) 功績章
- (4) 勤績章
- (5) 功労章
- (6) 表彰状
- (7) 感謝状

(表彰の要件)

第2条 前条の表彰は、次の要件を満たす団体及び個人に授与する。

(1) 特別表彰「まとい」は、過去に総務省消防庁長官及び日本消防協会の表彰旗を受け、かつ、熊本県消防操法大会で3位以上の入賞実績があり、更に、以後も積極的な活動により地域住民の厚い信頼を得ている消防団。

(2) 竿頭綬は、5年間無火災を記録した消防団分団に贈る。

なお、この場合の年間は、9月1日に始まり翌年8月31日までを1年間とする。

(3) 功績章は、過去に勤績章を受章している者で、消防団員として20年以上活動を継続し、消防団長が他の模範であると認める者及び消防吏員として30年以上勤続し、消防長が他の模範であると認める者。

(4) 勤績章は、消防団員として15年以上活動を継続し、消防団長が他の模範であると認める者及び消防吏員として25年以上勤続し、消防長が他の模範であると認める者。

(5) 功労章は、災害現場において、二次災害の発生が予想される極めて逼迫した状況下にあってもなお、我が身の危険をも顧みず人命救助及び火災の鎮圧に従事した正会員。

(6) 表彰状は、支部及び市町村役場において、消防事務に3年以上携わった者並びにこの法人の運営に協力した消防関係団体。

(7) 感謝状は、次に該当する者に贈る。

なお、必要により記念品を添えることができる。

ア この法人（旧法人を含む。）の会長、副会長及び常務理事を辞した者。

イ 30年以上在職し、消防団長及び消防長の職を辞した者。

ウ この法人（旧法人を含む。）に対し、特別の協力をした個人又は団体。

エ その他、会長が必要と認める個人又は団体。

(表彰の時期)

第3条 表彰の時期は、原則として、毎年度3月末日とするが、功労章及び感謝状については、この限りでない。

(補則)

第4条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この規程は、一般財団法人設立の登記の日（平成24年4月1日）から施行する。